

**令和 8 年度
登米市職員採用試験(初級)実施要項
【行政、行政(障がい者)、土木、建築】**

申込受付期間 令和 8 年 7 月 1 日(水)～8 月 3 日(月)
第 1 次試験日 令和 8 年 9 月 2 0 日(日)

この試験は、登米市において行政事務及び専門業務(技術)に従事する職員の採用試験です。
※受験申込は、登米市採用情報サイト【パブリックコネクト】から行ってください。

URL : <https://public-connect.jp/employer/79896>

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
初 級 (高等学校卒業程度)	行 政	1 5 名程度	行政事務に従事しますが、税務、用地交渉、施設管理等の業務にも従事します。
	行 政 (障がい者)	1 名程度	
	土 木	5 名程度	土木工事等の設計、調査、現場指導等、専門業務に従事します。
	建 築	3 名程度	建築工事等の計画、設計、施工管理等、専門業務に従事します。

(注) 採用予定人員は現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

下記(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない人であれば受験できます。

(1) 資格

試験区分	職 種	受 験 資 格
初 級	行 政	平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれた人
	行 政 (障がい者)	平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれ、下記のいずれかの手帳等の交付を受けている人 ① 身体障害者手帳 ② 身体障害者福祉法第 1 5 条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書 ③ 労働安全衛生法第 1 3 条に規定する産業医が、②に準じた様式で作成した診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものに限る。) ④ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳

	土 木	平成9年4月2日以降に生まれた人
	建 築	平成9年4月2日以降に生まれた人

(2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

(1) 第1次試験

試験区分	職 種	試 験	方 法
初 級	共 通	教 養 試 験 (2時間)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する高等学校卒業程度の一般知能について択一式による筆記試験を行います。
		性格特性検査 (20分)	職務遂行に必要な適性について検査します。
		作 文 試 験 (1時間)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
	土 木	専 門 試 験 (1時間30分)	数学・物理・情報、土木構造設計(構造力学、構造設計)、土木基盤力学(水理学、土質力学)、測量、社会基盤工学、土木施工に関する専門的知識について択一式による筆記試験を行います。
	建 築	専 門 試 験 (1時間30分)	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工に関する専門的知識について択一式による筆記試験を行います。

※ 本試験では、音声読上げ及び点字による試験はありません。

※ 第1次試験の合否は教養試験(土木及び建築は専門試験を含む。)の結果のみで決定します。作文試験については、第1次試験時に実施しますが、評価は第2次試験において行います(第1次試験合格者のみを対象に採点します。)

(2) 第2次試験

試 験	方 法
人 物 試 験	個別面接により主として人物について試験を行います。
資 格 調 査	受験資格の有無、応募者情報記載事項の真否等について調査します。

※ 第2次試験は、作文試験、人物試験の合計得点と資格調査の結果によって評価し、合否を決定します。

4 試験日時及び場所

日程や会場等が変更となる場合があります。

最新情報は市公式ホームページ「職員採用情報」等にてお知らせするとともに申込者へ通知しますので、随時御確認ください。

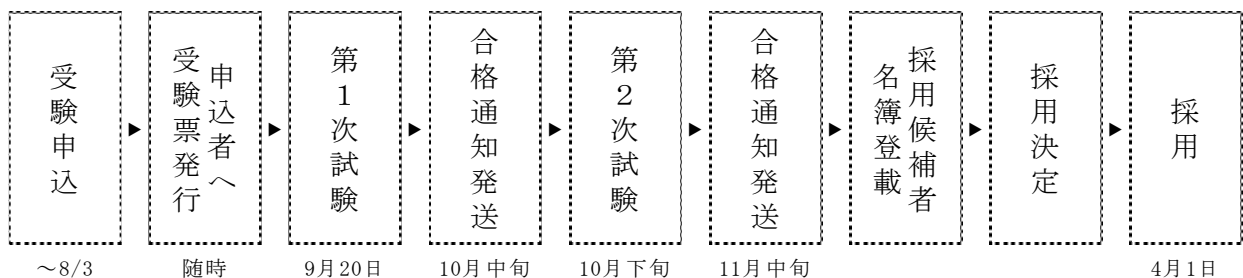
区 分	第1次試験	第2次試験
日 時	令和8年9月20日(日) 9:00~9:30 受付 【行政、行政(障がい者)】 9:50~11:50 教養試験 12:10~12:30 性格特性検査 13:30~14:30 作文試験 【土木、建築】 9:50~11:50 教養試験 12:10~12:30 性格特性検査 13:30~15:00 専門試験 15:20~16:20 作文試験	令和8年10月下旬
場 所	登米市迫公民館	第1次試験合格者に通知します。

5 合格者の発表

対象合格者	合格発表日	発表方法
第1次試験合格者	令和8年10月中旬	各総合支所前掲示場及び市公式ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者	令和8年11月中旬	

6 合格から採用までの手続き

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。最終合格者全員が採用されるとは限りません。
- (2) 採用は、令和9年4月1日の予定です。
- (3) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は、採用補欠候補者として名簿登録され、欠員等が生じた場合に、必要に応じて成績順に採用を決定します。なお、この名簿は4月以降の採用に対するものであり、有効期間は1年間です(原則として4月1日付採用となりますので、4月1日から勤務できることを条件とします。)



7 給与・勤務条件等

(1) 給与

職員の給与に関する条例に基づき決定されます(下記は令和8年4月1日現在の初任給)。

試験区分	給料月額	その他の手当
初 級	200,300円 (高等学校新卒者の場合)	左記の他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。


※ 職務経験等がある場合は、一定の基準により調整の上、初任給が決定されます。

※ 採用前に給与改定等があった場合にはその額によります。

(2) その他の勤務条件

勤務場所	本庁、総合支所、その他市施設
勤務時間	原則として、週休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は60分)です。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。
休 暇	1年間に20日の年次有給休暇、妻の出産に関する休暇、男性職員の育児参加のための休暇、育児休業、慶弔休暇、夏季休暇、介護休暇等の制度があります。

8 受験手続及び受付期間

申込方法	登米市採用情報サイト【パブリックコネクト】からの申請を原則とします(電子申請)。詳しくは、市公式ホームページ等を御覧ください。※電子申請が困難な場合は、登米市総務部人事課まで御相談ください。  ※最新情報は市公式ホームページ等で随時更新していきます。
受験票について	申込みが受理された申込者には、登米市採用情報サイト【パブリックコネクト】で受験票を交付します。試験当日は、受付で受験票(電子可)を提示してください。表示方法が分からない場合には、下記の間合せ先まで御連絡ください。
受付期間	<u>令和8年7月1日(水)から令和8年8月3日(月)まで</u>

9 その他

(1) 受信設定確認のお願い

あらかじめ、次に記載のメールアドレスからの受験案内メール等が受け取れる設定をお願いします。セキュリティ設定や迷惑メールフィルタ機能により自動的に受信拒否となってしまう可能性がありますので、必ず事前に受信設定の確認をお願いします。

送信元メールアドレス：somu-jinji@city.tome.miyagi.jp

(2) 第1次試験には次のものを持参してください。

- ・受験票(電子可)

・筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)、上履き・下足入れ

※択一式の回答はマークシート方式です。

(3) この試験についての問合せ先

登米市総務部人事課

電話 0220-22-2145

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、110円切手を貼った宛先明記の返信用定形内封筒(長形3号)を同封してください。